

## 区役所・出張所の庁舎



門司区役所



小倉北区役所



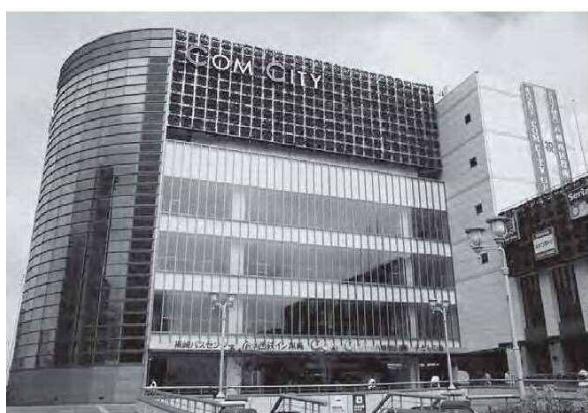
小倉南区役所



若松区役所



八幡東区役所



八幡西区役所



戸畠区役所



小倉南区役所曾根出張所



若松区役所島郷出張所



八幡西区役所八幡南出張所



門司区役所大里出張所



小倉南区役所東谷出張所



八幡西区役所上津役出張所



門司区役所松ヶ江出張所



小倉南区役所両谷出張所



八幡西区役所折尾出張所

区役所・出張所の庁舎の現況（令和5年4月1日現在）

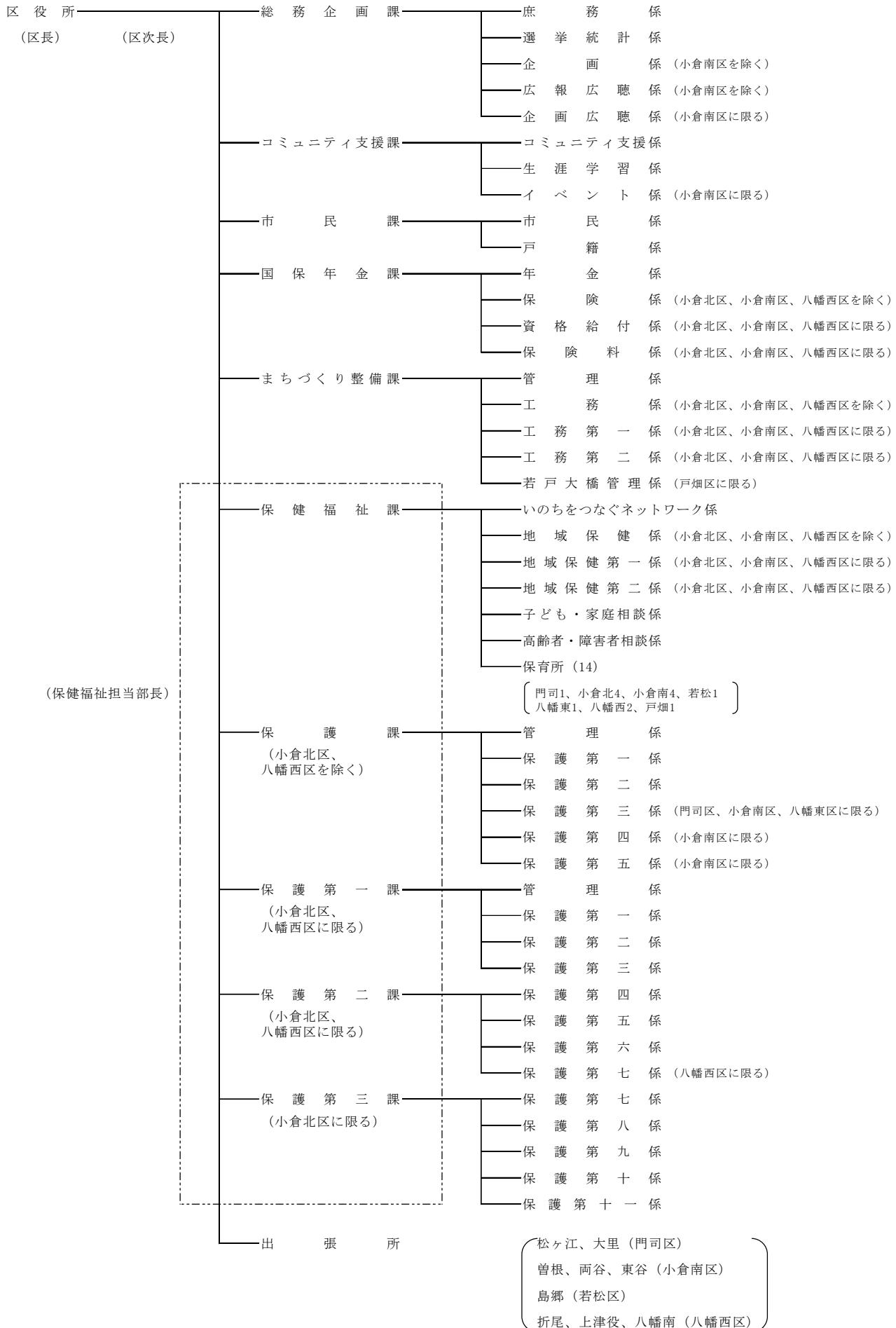
名称	建物構造・規模	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建築面積 (m <sup>2</sup> )	建物延面積 (m <sup>2</sup> )	竣工年月	本庁出先機関等	付属建物延面積 (m <sup>2</sup> )	建物総延面積 (m <sup>2</sup> )
門司区役所	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 棟屋2階建 (1階の一部)	8,890.80	1,854.45	5,363.08	昭5.4	東部市税事務所門司税務課	東棟食堂 479.28 車庫 140.77 新門司地域交流センター 164.66	6,227.79 計864.71
松ヶ江出張所	鉄筋コンクリート造 2階建	5,868.52	320.05	320.05	平19.4	門司図書館新門司分館		320.05
大里出張所	鉄筋コンクリート造平家建	1,701.83	429.30	429.30	昭45.3			429.30
小倉北区役所	東棟 鉄骨鉄筋コンクリート地上8階地下2階 西棟 鉄骨鉄筋コンクリート地上7階地下2階	6,979.00	2,408.19 1,533.11	18,419.24 13,208.92	平10.11 昭57.3	東部整備事務所、東部市税事務所 債権管理室、教育委員会、人事委員会 デジタル市民窓口推進室 上下水道局、監査事務局、区政事務センター 北九州市選舉管理委員会		31,628.16
小倉南区役所	鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階 棚屋1階建 別館 鉄筋コンクリート造 地上4階	10,423.78	1,107.35 1,097.32	4,947.13 4,838.59	昭49.3 平5.2	東部農政事務所 農業委員会事務局(東部地区担当) 東部市税事務所小倉南税務課	集塵室 23.40	9,809.12 計23.40
曾根出張所	鉄筋コンクリート造2階建	3,164.72	887.68	1,395.77	平10.7	小倉南図書館曾根分館「そねつと」		1,395.77
両谷出張所	補強ブロック造平家建	836.36	231.99	231.99	昭37.12		倉庫 16.56	16.56 計16.56
東谷出張所	鉄筋コンクリート造 平家建 (市民センター部分は2階建)	3,351.58	240.00	240.00	昭58.11	東谷市民センター	倉庫 40.00	280.00 計40.00
若松区役所	西棟 鉄筋コンクリート造 地上5階 一部 地下1階 塔屋1階建 東棟 鉄筋コンクリート造 地上5階 一部 地下1階建	9,221.11	1,266.19 746.92	5,228.67 2,534.19	平元.6 別館平9.3	西都市税事務所若松税務課 港湾空港局港管部港管課・港湾整備部整備課 一部都市税事務所若松税務課	車庫 108.00 管理棟 88.80	248.55 計196.80 7,959.66
島郷出張所	鉄筋コンクリート造2階建 (一部鉄骨造)	3,020.28	505.64	505.64	平21.6	島郷市民センター 若松図書館島郷分館		505.64
八幡東区役所	鉄筋コンクリート造 地上2階 一部 地下1階 塔屋1階建 地上4階 別館 (地下1階、4階～6階の一部)	7,951.94	1,714.52 614.75	3,290.01 2,777.15	昭53.1.1 昭37.1.1	西都市税事務所八幡東税務課	車庫及び倉庫 94.23 文書庫 85.12 82.64	6,398.24 計331.08
八幡西区役所	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上12階地下1階建 (地下1階、4階～6階の一部)	13,312.95	7,812.83	11,190.95	平13.9	西都市税事務所 消費生活センター八幡西相談窓口 保健所西部生活衛生課 西部整備事務所		11,190.95 ※区役所部分
折尾出張所	鉄筋コンクリート造2階建	3,409.89	568.38	934.42	平10.5	西部農政事務所		934.42
上津役出張所	鉄筋コンクリート造平家建	2,930.24	446.93	432.33	昭54.5	農業委員会事務局(西部地区担当)	自転車置場 16.26	448.59 計16.26
八幡南出張所	鉄筋コンクリート造2階建	6,379.00	574.14	803.66	昭63.4	八幡図書館八幡南分館	自転車置場 17.50	821.16 計17.50
戸畠区役所	鉄筋コンクリート造 地上3階	5,559.05	5,066.50	7,130.95	平18.12	西部市税事務所戸畠税務課		7,130.95

区役所職員配置数（令和5年4月1日現在）

総数	役職者 数	役 区 計	一般職員		専門職員		保健福祉課		保健課		保護課		出張所
			担当課長	係長	担当課長	市民課	国保年金課	まちづくり課	整備課	保健課	保護課	保護第2課	
			担当次長	担当部長	担当課長	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	
門司区	199	50	1	1	11	37	149	11	15	16	55	23	-
区役所	184	46	1	1	9	35	138	11	15	16	55	23	-
松ヶ江出張所	5	2	-	-	1	1	3	-	-	-	-	-	3
大里出張所	10	2	-	-	1	1	8	-	-	-	-	-	8
小倉北区	372	75	1	2	13	59	297	15	10	30	12	25	116
小倉南区	325	68	1	2	15	50	257	12	12	25	10	27	118
区役所	305	62	1	2	12	47	243	12	12	25	10	27	118
曾根出張所	12	2	-	-	1	1	10	-	-	-	-	-	-
両谷出張所	5	2	-	-	1	1	3	-	-	-	-	-	-
東谷出張所	3	2	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
若松区	169	47	1	1	10	35	122	9	6	12	9	16	48
区役所	162	45	1	1	9	34	117	9	6	12	9	16	48
島郷出張所	7	2	-	-	1	1	5	-	-	-	-	-	-
八幡東区	166	44	1	1	9	33	122	12	6	14	10	13	43
八幡西区	358	68	1	2	13	52	290	19	10	26	15	30	105
区役所	324	62	1	2	10	49	262	19	10	26	15	30	105
折尾出張所	15	2	-	-	1	1	13	-	-	-	-	-	-
上津役出張所	10	2	-	-	1	1	8	-	-	-	-	-	8
八幡南出張所	9	2	-	-	1	1	7	-	-	-	-	-	-
戸畠区	149	45	1	1	9	34	104	8	6	12	7	12	39

資料：総務局人事部人事課 (注) 休職者及び常勤の再任用職員を含む。

## 【北九州市】区役所の機構（令和5年4月1日現在）



# 区役所の事務分掌（令和5年4月1日現在）

門司、小倉北、小倉南、若松、八幡東、八幡西、戸畠

## 総務企画課

### 庶務係

- (1) 区及び課の庶務に関すること
- (2) 区の予算及び決算の総括に関すること
- (3) 区内事務の連絡調整に関すること
- (4) 本庁各局との連絡調整に関すること
- (5) 庁舎管理及び庁内取締りに関すること
- (6) 区災害対策部に関すること
- (7) 車両の管理の総括に関すること
- (8) 文書等の收受及び発送（教育機関に係るものを含む）  
並びに整理保存の総括に関すること
- (9) 職員のサービスに関すること
- (10) 職員の配置に関すること
- (11) 教育機関の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員をいう）の報酬の支払等に関すること
- (12) 職員共済組合及び職員厚生会に関すること
- (13) その他人事に関すること
- (14) 区出納職員に関すること
- (15) 支払に関すること
- (16) その他収入支出に関すること
- (17) 他課の所管に属しないこと

### 選挙統計係

- (1) 選挙（区選挙管理委員会の権限に属するものを除く）に関すること
- (2) 基幹統計その他各種統計に関すること
- (3) 住居表示に関すること

### 企画係（小倉南区役所を除く）

- (1) 区計画の策定及び進行管理に関すること
- (2) まちづくりに係る企画、調査及び事業実施に関すること
- 広報広聴係（小倉南区役所を除く）**
- (1) 苦情、要望、各種相談等（他の所管に属するものを除く）の処理に関すること
- (2) 広聴集会に関すること
- (3) 出張所相談業務に係る連絡調整（小倉北区役所、八幡東区役所及び戸畠区役所を除く）に関すること
- (4) 広報に関すること
- (5) 自衛官募集に関すること
- (6) 自動車臨時運行許可に関すること
- (7) 交通共済に係る受付及び連絡に関すること
- (8) 日雇特例被保険者の健康保険（門司区役所、若松区役所及び戸畠区役所に限る）に関すること
- (9) 交通安全運動の推進に関すること
- (10) 戦傷病者戦没者遺族及び引揚者の援護に関すること
- (11) 旧軍人、軍属等の援護に関すること

### 企画広聴係（小倉南区役所に限る）

- (1) 区計画の策定及び進行管理に関すること
- (2) 苦情、要望、各種相談等（他の所管に属するものを除く）の処理に関すること
- (3) 広聴集会に関すること
- (4) 出張所相談業務に係る連絡調整に関すること
- (5) 広報に関すること

- (6) 自衛官募集に関すること
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること
- (8) 交通共済に係る受付及び連絡に関すること
- (9) 交通安全運動の推進に関すること
- (10) 戦傷病者戦没者遺族及び引揚者の援護に関すること
- (11) 旧軍人、軍属等の援護に関すること

### コミュニティ支援課

- #### コミュニティ支援係
- (1) 課の庶務に関すること
  - (2) 課の予算及び決算に関すること
  - (3) 自治会、まちづくり協議会等の地域コミュニティの支援及び支援に係る調整に関すること
  - (4) 市民センターの整備、運営及び管理に関すること
  - (5) 市民センターにおける地域活動等の指導及び支援に関すること
  - (6) 地域防犯の支援（防犯灯に係る補助を含む）及び連絡調整に関すること
  - (7) 市政事務連絡制度に関すること
  - (8) 共同募金及び日本赤十字社に関すること
  - (9) り災者の援護及び災害弔慰金の支給等に関すること
  - (10) 区献血推進協議会に関すること
  - (11) 区女性団体連絡会議との連絡等に関すること
  - (12) 集会所等の運営及び管理の指導（若松区役所及び八幡東区役所に限る）に関すること
  - (13) 人権・同和対策事業に係る管内の関係行政機関及び関係団体との連絡調整（若松区役所及び八幡東区役所に限る）に関すること
  - (14) 人権・同和対策事業に係る関係機関との連絡等（若松区役所、八幡東区役所及び戸畠区役所を除く）に関すること

### 生涯学習係

- (1) 区における生涯学習の企画及び調整に関すること
- (2) 区における生涯学習情報の収集及び提供に関すること
- (3) 市民センターにおける生涯学習事業に関すること
- (4) 公民館類似施設との連絡等に関すること
- (5) 社会教育事業（教育機関が行う社会教育事業を除く）の実施に関すること
- (6) 社会教育関係団体との連絡等に関すること
- (7) 青少年の育成活動（教育施設が行う青少年の育成活動を除く）の実施に関すること
- (8) キャンプ場等の管理等に関すること
- (9) スポーツに関する事業（学校における体育を除く）の実施に関すること
- (10) スポーツ施設の目的外使用等に関すること
- (11) 学校施設開放事業の実施に関すること

### イベント係（小倉南区役所に限る）

- (1) まちづくりに係る企画、調査及び事業実施に関すること

### 市民課

- #### 市民係
- (1) 課の庶務に関すること
  - (2) 住民基本台帳に関すること
  - (3) 戸籍の記録事項証明書、戸籍謄抄本及び戸籍の附票の写しの交付に関すること
  - (4) 印鑑（認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する事を除く）に関すること
  - (5) 郵送等による戸籍の記録事項証明書等の交付申請の処理に

関すること

(6)住民の実態調査に關すること

(7)課に屬する統計に關すること

(8)就学予定者の健康診断の通知後の異動者に係る当該通知に  
関すること

(9)就学予定者の就学通知後の異動者に係る当該通知に關する  
こと

(10)就学予定者の指定学校以外の学校への就学及び就学義務の  
猶予又は免除に伴う学齢簿の異動に關すること

(11)就学予定者の特別支援学校（学級）への就学に伴う学齢簿の  
異動に關すること

(12)就学予定者の学齢簿の編成時において、保護者又は通学区域  
が不明である者等に係る学齢簿の異動に關すること

(13)外国人の就学に關すること

(14)国・県・私立学校への就学に關すること

(15)学齢児童及び学齢生徒の住所の変更に伴う就学通知に關する  
こと

(16)税外収入の収納に關すること

(17)電送処理に關すること

(18)行政サービスコーナー（小倉北区役所及び八幡西区役所に限る）  
に關すること

(19)個人番号の指定及び通知カードに關すること

(20)個人番号カードに關すること

(21)署名用電子証明書及び利用証明用電子証明書の発行等に關する  
こと

(22)国民健康保険の被保険者の資格に係る届出の受付及び被保険者  
証の交付（住民基本台帳に関する届出に伴うものに限る。次号か  
ら第 29 号までにおいて同じ）に關すること

(23)後期高齢者医療の被保険者の資格に係る届出の受付に關する  
こと

(24)国民年金の被保険者の資格に係る届出の受付に關すること

(25)介護保険の被保険者の資格に係る届出の受付に關すること

(26)児童手当の受給資格に係る申請の受付に關すること

(27)乳幼児等医療費の受給資格に係る申請の受付及び医療証の  
交付に關すること

(28)重度障害者医療費の受給資格に係る申請の受付に關すること

(29)身体障害者手帳の記載事項の変更に關すること

(30)所得額証明書及び非課税証明書の交付に關すること

## 戸籍係

(1)戸籍届書の受理に關すること

(2)戸籍の記載及び編成に關すること

(3)埋火葬の許可に關すること

(4)戸籍の附票の記載に關すること

(5)人口動態調査票の作成に關すること

(6)相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 58 条の報告に關すること

(7)死産届の受理に關すること

(8)在留カード及び特別永住者証明書に關すること

(9)火葬場の使用許可に關すること

(10)民事及び刑事処分の通知整理に關すること

(11)国民健康保険の被保険者の資格に係る届出の受付及び被保険者  
証の交付（戸籍の届出に基づく住民基本台帳の処理に伴うものに  
限る）に關すること

(12)後期高齢者医療の被保険者の資格に係る届出の受付（戸籍の届  
出に基づく住民基本台帳の処理に伴うものに限る。次号から第 18  
号までにおいて同じ）に關すること

(13)国民年金の被保険者の資格に係る届出の受付に關すること

(14)介護保険の被保険者の資格に係る届出の受付に關すること

(15)児童手当の受給資格に係る申請の受付に關すること

(16)乳幼児等医療費の受給資格に係る申請の受付及び医療証の交付  
に關すること

(17)重度障害者医療費の受給資格に係る申請の受付に關すること

(18)身体障害者手帳の記載事項の変更に關すること

## 国保年金課

### 年金係

(1)課の庶務に關すること

(2)課の経理に關すること

(3)国民年金に關する調査、統計及び事業報告に關すること

(4)保険料の免除に關すること

(5)国民年金の諸届出、請求の受付、審査、進達等に關すること

(6)特別障害給付金の諸届出、請求の受付、審査、進達等に關する  
こと

(7)年金生活者支援給付金に關すること

### 保険係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く）

(1)国民健康保険及び後期高齢者医療の事業報告に關すること

(2)国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の資格、給付及び第  
三者行為に關すること

(3)国民健康保険の診療報酬明細書に關すること

(4)高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規  
定による医療等に關すること

(5)国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課、減免、徴収（財  
政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属す  
るもの）及び還付に關すること

(6)納付組合に關すること

### 資格給付係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る）

(1)国民健康保険及び後期高齢者医療の事業報告に關すること

(2)国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の資格、給付及び第  
三者行為に關すること

(3)国民健康保険の診療報酬明細書に關すること

(4)高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療等に關する  
こと

### 保険料係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る）

(1)国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課、減免、徴収（財  
政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属す  
るもの）及び還付に關すること

(2)納付組合に關すること

## まちづくり整備課

### 管理係

(1)課の庶務に關すること

(2)課の予算及び決算に關すること

(3)軽微な工事の契約及びしゅん工認定に關すること

(4)800 万円以下の工事資材の購入の契約及び検収に關すること

(5)諸収入に係る滞納整理に關すること

(6)開発行為に係る流末施設整備一部寄付金の徴収に關すること

(7)その他収入金の徴収に關すること

(8)道路の認定、指定、変更、廃止並びに区域の決定及び変更に伴う  
調査に關すること

(9)道路、里道、河川（調整池を含む）、水路、公園及び霊園の占用、  
使用その他の管理並びに街路樹の管理に關すること

(10)道路工事等の連絡調整に關すること

(11)道路、里道、河川（調整池を含む）、水路、公園、緑地及び霊園

- の境界明示にすること
- (12)車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）に基づく認定に関すること
- (13)屋外広告物の許可に関すること
- (14)風致地区内及び特別緑地保全地区内の行為の許可又は協議に開すること
- (15)保存樹等に関すること
- (16)不法占用に係る撤去指導に関すること
- (17)放置自転車に関すること
- 工務係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く）**
- (1)まちづくりに係る公共土木施設の整備における企画、調査及び連絡調整に関すること
- (2)道路及び里道の維持及び補修事業の調査及び設計並びに工事に開すること
- (3)交通安全施設整備事業の調査及び設計並びに工事（整備事務所の所管に属するものを除く）に関すること
- (4)まちづくり事業の調査及び設計並びに工事に関すること
- (5)公共土木施設の災害に係る応急措置に関すること
- (6)急傾斜地等の危険箇所の調整に関すること
- (7)公園、緑地、霊園及び街路樹の維持補修事業の調査及び設計並びに工事に関すること
- (8)公園、緑地、霊園並びに街路樹及び保存樹の巡視（小倉北区役所、若松区役所及び戸畠区役所を除く）に関すること
- (9)花のまちづくり事業に関すること
- (10)住区基幹公園整備事業の認可申請、調査及び設計並びに工事に開すること
- (11)機械器具及び工事資材の管理保管に関すること
- (12)河川（調整池を含む）及び水路（農業用水路を除く）の維持管理及び補修工事に関すること
- (13)農道、農業用水路等の農林施設に関する相談及び調整に関すること
- (14)若戸大橋及び若戸トンネルの維持管理に関する事（若戸大橋管理係に限る）
- 保健福祉課**
- いのちをつなぐネットワーク係**
- (1)課の庶務に関する事
- (2)いのちをつなぐネットワーク事業の推進に関する事
- (3)保健福祉の相談、処遇支援（他係の所管に属するものを除く）及び調整に関する事
- (4)住民の保健福祉活動の支援及び推進に関する事
- (5)民生委員及び児童委員に関する事
- (6)社会福祉協議会その他の社会福祉団体及び所管に属する社会福祉施設の指導及び育成に関する事
- (7)所管に属する市立社会福祉施設に関する事
- (8)区推進協議会に関する事
- (9)長寿祝金に関する事
- (10)その他社会援護に関する事
- 地域保健係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く）**
- 地域保健第一係**
- （小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る）
- 地域保健第二係**
- （小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る）
- (1)地域保健事業に係る経理及び事務に関する事
- (2)保健指導及び保健福祉に関する事
- (3)健康危機管理（他課の所管に属するものを除く）に関する事
- (4)地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業（他課の所管に属するものを除く）に関する事
- (5)使用料及び手数料の収納（他係の所管に属するものを除く）に関する事
- (6)母子保健に関する事
- (7)栄養改善に関する事
- (8)健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の規定による保健事業（医療を除く）及びその他成人保健事業の実施に関する事
- (9)成人保健に関する事
- (10)介護予防事業（他係の所管に属するものを除く）に関する事
- (11)歯科保健に関する事
- (12)精神保健（他係の所管に属するものを除く）に関する事
- (13)結核予防に関する事
- (14)後天性免疫不全症候群に関する事
- (15)予防接種に関する事
- (16)難病に関する事（他係の所管に属するものを除く）
- (17)前各号に掲げるもののほか、保健センターに関する事
- (18)原子爆弾被爆者の医療等に関する事
- (19)肝炎治療費助成等に関する事
- (20)生活衛生に係る手数料の収納（小倉北区役所及び八幡西区役所を除く。次号から第 26 号までにおいて同じ）に関する事
- (21)医事従事者等の免許等の申請の受付及び免許証等の交付に関する事
- (22)食品衛生に係る申請等の受付及び営業証明の交付に関する事
- (23)理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場及び公衆浴場に係る届出の受付及び営業証明の交付に関する事
- (24)生活衛生相談に関する事
- (25)犬の登録に関する事
- (26)改葬許可に関する事
- (27)食品衛生協会その他の関係団体の指導及び育成に関する事
- 子ども・家庭相談係**
- (1)児童の福祉（特別児童扶養手当に関する事を除く）に関する事
- (2)母子及び寡婦の福祉に関する事
- (3)婦人保護に関する事
- (4)子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する事
- (5)保育料の決定、減免、徵収（財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く）及び還付に関する事
- (6)公費負担医療（他係の所管に属するものを除く）に係る申請及び証明書等の受付に関する事
- (7)乳幼児等医療費及びひとり親家庭等医療費に関する事
- (8)社会福祉施設（児童、母子及び保育施設に限る）への措置等に係る費用の徵収に関する事
- (9)教育に関する相談の処理に関する事
- (10)区域外就学の承諾に関する事
- (11)就学援助及び就学資金の申請書の受付に関する事
- (12)管内の市立社会福祉施設（委託施設を除く）の管理に関する事
- (13)管内の市立社会福祉施設（他係の所管に属するものを除く）の施設整備に関する事
- 高齢者・障害者相談係**

- (1)高齢者の福祉に関すること  
 (2)地域包括支援センターの運営に関すること  
 (3)障害者及び障害児の福祉(特別児童扶養手当に関するこことを含む)に関すること  
 (4)障害福祉サービスの支給決定及び障害支援区分認定事務(他の所管に属するものを除く)に関すること  
 (5)精神保健に関すること  
 (6)重度障害者医療費、更生医療及び精神通院医療に関すること  
 (7)難病に関すること  
 (8)社会福祉施設(障害者施設及び高齢者施設に限る)への措置に係る費用の徴収に関すること  
 (9)介護保険に係る経理に関すること  
 (10)介護保険の給付及び被保険者の資格に関すること  
 (11)介護保険の保険料の賦課、減免、徴収(財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く)及び還付に関すること  
 (12)要介護認定等に係る訪問調査に関すること  
 (13)介護保険に関する苦情及び相談に関すること
- 保育所(15)**
- (1)所の庶務に関すること  
 (2)幼児及び乳児の保育に関すること  
 (3)施設の維持管理に関すること  
 (4)保育料の収納に関すること
- 保護課(小倉北区役所及び八幡西区役所を除く)**
- 管理係**
- (1)課の庶務に関すること  
 (2)生活保護に係る決定通知及び金品の給付等に関するこ  
 (3)医療券、医療要否意見書等に関するこ
- 保護第一係**
- 保護第二係**
- 保護第三係(門司区役所、小倉南区役所及び八幡東区役所に限る)**
- 保護第四係(小倉南区役所に限る)**
- 保護第五係(小倉南区役所に限る)**
- (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく措置(他課の所管に属するものを除く)に関するこ  
 (2)生活保護法に基づく相談(他課の所管に属するものを除く)に関するこ  
 (3)行旅病人及び行旅死亡人の取扱い(他課の所管に属するものを除く)に関するこ  
 (4)地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業(他課の所管に属するものを除く)に関するこ  
 (5)行旅困窮者に対する法外扶助(他課の所管に属するものを除く)に関するこ  
 (6)その他相談(他課の所管に属するものを除く)に関するこ
- 保護第一課(小倉北区役所及び八幡西区役所に限る)**
- 管理係**
- (1)保護第一課、保護第二課(小倉北区役所及び八幡西区役所に限る)及び保護第三課(小倉北区役所に限る)の庶務に関するこ  
 (2)生活保護に係る決定通知及び金品の給付等に関するこ  
 (3)医療券、医療要否意見書等に関するこ
- 保護第一係**
- 保護第二係**
- 保護第三係**
- (1)生活保護法に基づく措置(他課の所管に属するものを除く)に  
 関すること  
 (2)地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業(他課の所管に属するものを除く)に関するこ  
**保護第二課(小倉北区役所及び八幡西区役所に限る)**
- 保護第四係**
- 保護第五係**
- 保護第六係**
- 保護第七係(八幡西区役所に限る)**
- (1)生活保護法に基づく措置(他課の所管に属するものを除く)に関するこ  
 (2)生活保護法に基づく相談(他課の所管に属するものを除く)に関するこ  
 (3)行旅病人及び行旅死亡人の取扱い(他課の所管に属するものを除く)に関するこ  
 (4)地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業(他課の所管に属するものを除く)に関するこ  
 (5)行旅困窮者に対する法外扶助(他課の所管に属するものを除く)に関するこ  
 (6)その他相談(他課の所管に属するものを除く)に関するこ
- 保護第三課(小倉北区役所に限る)**
- 保護第七係**
- 保護第八係**
- 保護第九係**
- 保護第十係**
- 保護第十一係**
- (1)生活保護法に基づく措置(他課の所管に属するものを除く)に関するこ  
 (2)地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業(他課の所管に属するものを除く)に関するこ
- 出張所(9)**
- 松ヶ江出張所、大里出張所、曾根出張所、両谷出張所、東谷出張所、島郷出張所、折尾出張所、上津役出張所、八幡南出張所
- (1)所の庶務に関するこ  
 (2)軽易な各種相談、苦情及び要望等の受付及び処理に関するこ  
 (3)戸籍届書の受理に関するこ  
 (4)住民基本台帳に関する届書の受理に関するこ  
 (5)住民票の写し、戸籍の記録事項証明書、戸籍謄抄本及び戸籍の附票の写しの交付に関するこ  
 (6)転出届の処理に関するこ  
 (7)印鑑(台帳等の管理並びに認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に  
 関することを除く)に関するこ  
 (8)埋火葬の許可に関するこ  
 (9)火葬場の使用許可に関するこ  
 (10)死産届の受理に関するこ  
 (11)住民の実態調査に関するこ  
 (12)通知カードに関するこ  
 (13)個人番号カード(個人番号カードの交付に係るものを除く。)に  
 関すること  
 (14)署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行等に関するこ  
 (15)介護保険の被保険者の資格に係る届出の受付(住民基本台帳に  
 関する届出に伴うもの及び戸籍の届出に基づく住民基本台帳の処  
 理に伴うものに限る。次号から第19号までにおいて同じ)に関するこ  
 (16)児童手当の受給資格に係る申請の受付に関するこ

- (17) 乳幼児等医療費の受給資格に係る申請の受付及び医療証の交付  
に関すること
- (18) 重度障害者医療費の受給資格に係る申請の受付に関すること
- (19) 身体障害者手帳の記載事項の変更に関すること
- (20) 国民健康保険に関すること
- (21) 後期高齢者医療に関すること
- (22) 国民年金に関すること
- (23) 介護保険に係る申請等の取次ぎに関すること
- (24) 第16号及び第17号に掲げるもののほか、児童手当及び子ども医療費に係る届出等の受付（松ヶ江出張所、両谷出張所及び東谷出張所を除く。次号から第29号までにおいて同じ）に関すること
- (25) 乳幼児等医療費、重度障害者医療費及びひとり親家庭等医療費に係る医療証の再交付に関すること
- (26) 身体障害者手帳等の交付、タクシー運賃助成及び補装具・日常生活用具の給付等の申請の取次ぎに関すること
- (27) 有料道路通行割引証の交付に関すること
- (28) 訪問給食、あんしん通報システム、すこやか住宅改造助成及び養護老人ホームへの入所措置に係る申請等の取次ぎに関すること
- (29) 高齢者等住宅相談及び高齢者・障害者あんしん法律相談に係る予約の取次ぎに関すること
- (30) 学齢児童及び学齢生徒の住所の変更に伴う就学通知に関すること
- (31) 市税及びその他の諸証明に関すること
- (32) 市税、保険料及び税外収入の収納に関すること
- (33) 市税の納付書の再交付に関すること
- (34) 市税の還付金の支払に関すること
- (35) 原動機付自動車等の標識に関すること
- (36) 納税貯蓄組合に関する諸届の受付に関すること
- (37) 電送処理に関すること
- (38) 財産区との連絡（松ヶ江出張所に限る）に関すること